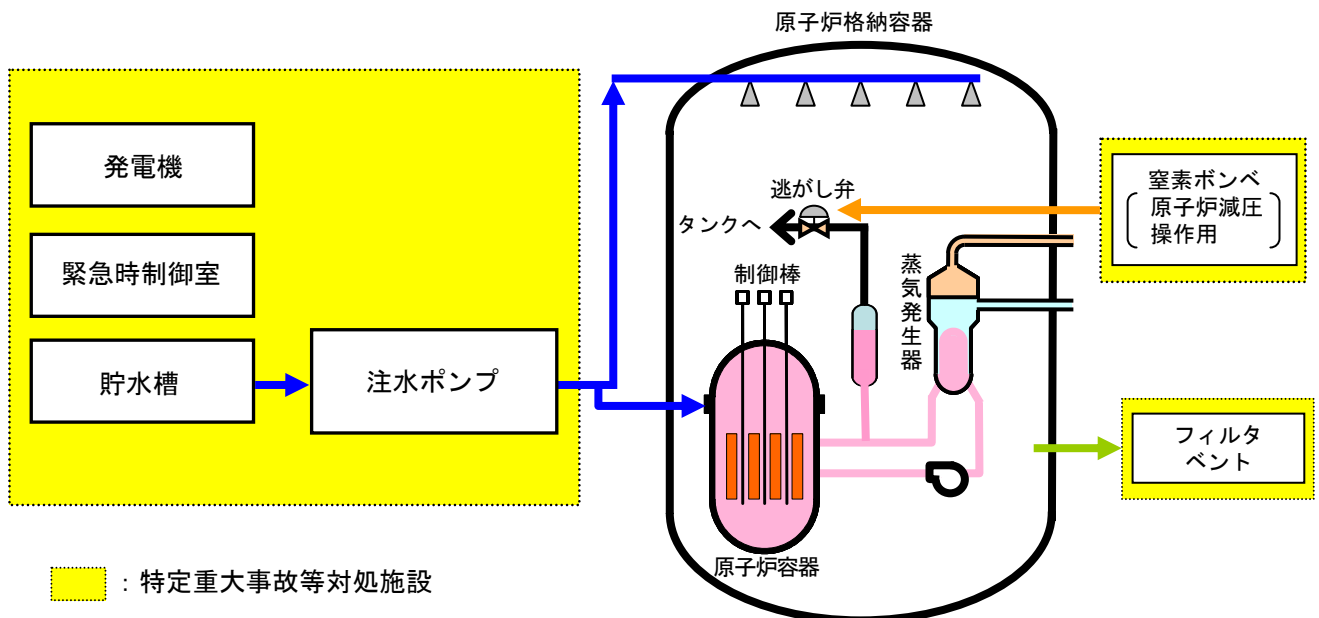


玄海3, 4号機の特定重大事故等対処施設の設置に係る
原子炉設置変更許可申請の概要

○特定重大事故等対処施設の主な設備

- ①原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧操作するための設備
・窒素ポンベ（原子炉減圧操作）を設置
- ②原子炉内の冷却及び原子炉格納容器内の冷却をするための設備
・注水ポンプ、貯水槽等を設置
- ③原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備
・フィルタベントを設置
- ④特定重大事故等対処施設の機器へ電力を供給するための専用の電源設備
・発電機等を設置
- ⑤特定重大事故等対処施設として設置した機器を制御（操作・監視）するための設備
・緊急時制御室を設置



特定重大事故等対処施設の概要図

(参考) 特定重大事故等対処施設の設置期限※

玄海3号機：平成34年8月24日

玄海4号機：平成34年9月13日

※ 本体施設等の工事計画認可（玄海3号機：平成29年8月25日、玄海4号機：平成29年9月14日）から5年